

第6章 整備推進方針

ここでは、博物館を建設するまでに検討すべき項目を整理していきます。

1. 市民みんなで考え、つくる

「人とつながり、街にひろがるネットワーク型ミュージアム」の実現に向け、市民や関係機関とのネットワークを構築し、要望や意見を広く取り入れるとともに、これまで市民ボランティアが中心に実施してきた化石クリーニングや標本作製、展示資料・教材作製などの活動もさらに発展、拡充させながら、市民みんなで考え、つくる博物館の整備を進めていきます。

2. 多彩な専門職員の配置など体制づくり

各事業において基幹となる職員の配置を含め、本計画を着実に推進していくための体制をと整えていけるように検討を進めていきます。

3. 実現に向けて

今後の具体的計画については、「展示基本計画」、「整備基本計画」、「管理運営基本計画」を策定し、博物館実現に向けて着実に進めていきます。

資料 1. 次世代型博物館計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 本市のこれまでの博物館計画を踏まえた、次世代型博物館計画策定にあたって、新しい時代に求められる札幌市の博物館のあり方、役割、機能及び、その内容について、専門的な立場及び市民の立場からの意見を聴くため、次世代型博物館計画検討委員会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次世代型博物館計画について、出席者が意見交換を行うものとする。

(構成)

第3条 委員会は学識経験者その他文化部長が適当と認めるものの中から、公募により選出された者2名を含む10名以内の委員で構成するものとする。

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は委員が協力依頼を受けた日から、平成26年9月30日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長等)

第5条 委員会には、座長及び副座長を置くものとする。

2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、文化部長が必要に応じて招集する。

(オブザーバーの設置)

第7条 委員会には数名のオブザーバーを置き、委員会の会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

(意見の徴取)

第8条 座長が特に必要があると認めるときは、委員会の会議に、委員・オブザーバー以外の者の出席を求め、資料の提出を受け、意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 委員会はその所掌事項に係る特定の事項について、専門的な意見交換を行うため、博物館に係る学識経験者からなる部会を置くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、観光文化局文化部市民文化課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、文化部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。